

知的障害のある児童生徒のための各教科について

1. 知的障害者である児童生徒を教育する場合の教育課程編成

特別支援学校の小学部の教育課程は、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする（学校教育法施行規則第126条第2項）。

中学部、高等部も同様に規定（同規則第127条第2項、第128条第2項）

2. 知的障害のある児童生徒等の学習上の特性等

(1) 知的障害とは、知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が、発達期に起こるものをいう。（教育支援資料、H25、文部科学省）

知的障害とは一般に、

- ① 同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」が著しく劣り、
- ② 「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であるので、

特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があるといわれている。

(2) 学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことなどが挙げられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。

3. 各教科の構成等

(1) 各教科

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科は、知的障害の特徴や学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視し、各教科及びその目標・内容等を示している。

	各教科の構成
小学部	<u>生活</u> 、国語、－、算数－、－、音楽、図画工作、－、体育 (1-6年)
小学校	国語、 <u>社会</u> 、算数、 <u>理科</u> 、 <u>生活</u> 、音楽、図画工作、 <u>家庭</u> 、体育 (3-6年) (3-6年) (1・2年) (5・6年)

中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、 <u>職業・家庭、外国語</u> （必要に応じて設けることができる）
中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、 <u>技術・家庭、外国語</u>
高等部	共通教科：国語、 <u>社会</u> 、数学、理科、音楽、 <u>美術</u> 、保健体育、 <u>職業、家庭、外国語、情報</u> （外国語及び情報は必要に応じて設けることができる） 専門教科： <u>家政</u> 、農業、工業、 <u>流通・サービス</u> 、福祉 学校設定教科
高等学校	共通教科：国語、 <u>地理歴史</u> 、 <u>公民</u> 、数学、理科、保健体育、 <u>芸術、外国語</u> 、家庭、 <u>情報</u> 専門教科：農業、工業、 <u>商業</u> 、 <u>水産</u> 、 <u>家庭</u> 、 <u>看護</u> 、 <u>情報</u> 、福祉、 <u>理数</u> 、 <u>体育</u> 、 <u>音楽</u> 、 <u>美術</u> 、 <u>英語</u> 学校設定科目及び学校設定教科

注)・上段は知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校、下段は小・中学校等の教科

- ・ は、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校と小・中学校等で構成等の異なるもの
- ・児童生徒の障害の特性を考慮して、内容を学年別に区分せず、小学部3段階、中学部1段階、高等部2段階で示している。（別添資料）

(2) 特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の構成等

小学部	道徳科、 <u> </u> 、 <u> </u> 、特別活動
小学校	道徳科、 <u>外国語活動</u> 、 <u>総合的な学習の時間</u> 、特別活動 (5-6年)
中学部	道徳科、総合的な学習の時間、特別活動
中学校	道徳科、総合的な学習の時間、特別活動
高等部	<u>道徳</u> 、総合的な学習の時間、特別活動
高等学校	<u> </u> 、総合的な学習の時間、特別活動

注)・上段は知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校、下段は小・中学校等

- ・ は、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校と小・中学校等で構成の異なるもの
- ・「自立活動」は除く。

(3) 授業時数等の取扱い

小学部又は中学部の各学年における各教科等の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする。

高等部においては、各教科等の総授業時数は、各学年とも1,050単位時間（1単位時間は50分として計算するものとする。）を標準とし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、各教科及び総合的な学習の時間の配当学年及び当該学年における授業時数、道徳、特別活動及び自立活動の各学年における授業時数を適切に定めるものとする。

4. 各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせた指導

学校教育法施行規則第130条第2項において、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と規定されている。

同規定に基づき、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されており、各教科等を合わせた指導と呼ばれている。

日常生活の指導	児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導する形態。この指導では、広範囲に各教科等の内容が扱われる。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容である。
遊びの指導	遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していく指導の形態。この指導では、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われる。児童が比較的自由に取り組むものから、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動する比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもある。
生活単元学習	児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習する指導の形態。この指導では、広範囲に各教科等の内容が扱われる。また、児童生徒の学習活

	<p>動が、生活的な目標や課題に沿って組織される。指導にあたっては、必要な知識や技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図り、身に付けた内容が生活に生かされるようにすることなど、考慮されている。</p>
作業学習	<p>作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習する指導の形態。この指導は、単に職業・家庭科（高等部は職業科及び家庭科）の内容だけではなく、各教科等の広範囲な内容が扱われる。作業学習で取り扱われる作業種目は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニング、販売、清掃、接客等と多種多様である。また、指導にあたっては、生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の達成感が味わえることなど、考慮されている。</p>

5. 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

(1) 小・中学部

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、当該各教科に相当する、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができるものとする。

なお、この場合、小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができるものとする。また、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。

(2) 高等部

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科・科目又は各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する知的障害者である生徒に対する各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができる。

この場合、各教科・科目に替えて履修した知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とするものとする。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足すると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。

6. 特別支援学級における教育課程

特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部学習指導要領を参考とし、例えば、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成することができる。

知的障害者であるに対する教育を行う特別支援学校の教科の目標及び内容（例）

小学部

[算 数]

1 目 標

具体的な操作などの活動を通して、数量や図形などに関する初歩的なことを理解し、それらを扱う能力と態度を育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) 具体物があることが分かり、見分けたり、分類したりする。
- (2) 身近にあるものの大小や多少などに関心をもつ。
- (3) 身近にあるものの形の違いに気付く。

○2段階

- (1) 身近にある具体物を数える。
- (2) 身近にあるものの長さやかさなどを比較する。
- (3) 基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。
- (4) 一日の時の移り変わりに気付く。

○3段階

- (1) 初歩的な数の概念を理解し、簡単な計算をする。
- (2) 身近にあるものの重さや広さなどが分かり、比較する。
- (3) 基本的な図形が分かり、その図形を描いたり、簡単な図表を作ったりする。
- (4) 時計や暦に関心をもつ。

中学部

[数 学]

1 目 標

日常生活に必要な数量や図形などに関する初歩的な事柄についての理解を深め、それらを扱う能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 日常生活における初歩的な数量の処理や計算をする。
- (2) 長さ・重さなどの単位が分かり、測定する。
- (3) 図形の特徴や図表の内容を理解し、作成する。
- (4) 金銭や時計・暦などの使い方に慣れる。

高等部

[数 学]

1 目 標

生活に必要な数量や図形などに関する理解を深め、それらを活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) 日常生活に必要な数量の処理や計算をする。
- (2) 長さ・重さなどの単位の関係が分かり、測定する。
- (3) 図形を正しく作図したり、表やグラフを工夫して作ったりする。
- (4) 金銭や時計・暦などの正しい使い方が分かる。

○2段階

- (1) 生活に必要な数量の処理や計算をする。
- (2) 長さ・重さ・量などの測定方法を理解し、活用する。
- (3) 様々な図形、表やグラフを理解し、工夫して使う。
- (4) 生活に必要な金銭や時計・暦などを工夫して使う。